

# 古河市文化協会各種委員会規約

## (設 置)

第1条 この規約は、古河市文化協会会則第17条の規定に基づき、古河市文化協会各種委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (名称・定数及び業務内容)

第2条 委員会の名称・定数及び業務内容は別表のとおりとする。

## (委 員)

第3条 委員会の委員は、役員、代表者より選出し、代表者会の承認を経て会長が委嘱する。

2 委員会に次の役員をおく。

委員長	1名
副委員長	<u>2</u> 名
会計	1名

3 企画委員長は古河市文化協会会長が兼務し、他の委員長は古河市文化協会副会長を古河市文化協会会長が委嘱する。なお、延期されている事業がある場合は、この限りでない。

4 委員長は副委員長、会計を委員の互選により選出する。

5 委員長は、委員会を代表し会務を掌理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

7 会計は、委員会の会計を処理する。

8 委員長は古河市文化協会の会計監査を行うことができない。ただし、副委員長はこの限りではない。

## (委員の任期)

第4条 委員会の委員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

## (会 議)

第5条 委員会は必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。

3 委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、役員会の承認を必要とする。

付 則

この規約は、平成 23 年 8 月 27 日から施行する。

この規約は、平成 24 年 4 月 21 日改正し、即日施行する。

この規約は、平成 26 年 5 月 17 日改正し、即日施行する。

この規約は、平成 27 年 5 月 16 日改正し、即日施行する。

この規約は、令和 2 年 5 月 16 日改正し、即日施行する。

この規約は、令和 3 年 5 月 15 日改正し、即日施行する。

この規約は、令和 4 年 5 月 14 日改正し、即日施行する。

(別 表)

名 称	定 数	業 務 内 容
企画委員会	20 人程度	1 新規事業に関すること。 2 単発事業に関すること。 3 ~周年記念等事業に関すること。 4 会長が指定した業務に関すること。 <u>5 新年会に関すること。</u>
広報委員会	20 人程度	1 広報紙の発行に関すること。 2 PR 活動に関すること。 3 会長が指定した業務に関すること。
文化交流委員会	20 人程度	1 古河市文化協会内交流に関すること。 2 文化交流に関すること。 <del>3 新年会に関すること。</del> <u>3 会長が指定した業務に関すること。</u>
文化芸術委員会	20 人程度	1 文化講演会に関すること。 2 芸術鑑賞に関すること。 3 会長が指定した業務に関すること。